

第6回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年11月14日（火）午前9時30分から10時15分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（19人）

農業委員	2番 熊野 茂公
	4番 河村 晴夫
	5番 小林 勉
	6番 田村 尚利
	7番 出穂真奈美
	9番 繁本 武紀
	10番 藤本 準一
	11番 山本 忠男
	12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員	1番 小田 博
	2番 城 俊治
	3番 末岡 博
	4番 國弘 久男
	5番 西村 降裕
	6番 秋山 孝
	7番 西岡 正信
	8番 弘田 靖
	9番 久保田 等
	10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員	(3人)
	1番 峠田 定
	3番 宮内 昭寿
	8番 鬼武 敬子

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長	<p>みなさんおはようございます。</p> <p>只今から第6回農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の総会にあたり、塙田 定 委員、宮内 昭寿 委員、鬼武 敬子 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。</p> <p>本日出席の農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しております、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員は、11番 山本 忠男 委員、2番 熊野 茂公 委員 にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号「農地法第4条許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は1件でございました。</p> <p>それでは番号の1番をご説明いたします。</p> <p>別紙「位置図」、第4条の番号1をお開きください。</p> <p>議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。</p> <p>申請のあった土地でございますが、中島田地内の中島田公民館より南に約250mにある1筆で、地目は畑、面積は189m²で申請者が所有する自作です。付近は別紙「位置図」のとおりです。</p> <p>申請地は、所有者である申請者が農地の転用に農業委員会による許可が必要と知らず数年前に無断転用され、すでに隣接する申請者の縁戚者が経営している自動車整備工場の資材置場として利用されております。農地法の許可が必要であることが判明し、この度、追認を求め申請されたものでございます。</p> <p>では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。</p> <p>まず「農地の区分」ですが、周辺には他に農地が無い状況で、第1種</p>

にも第3種にも該当しない為、「第2種農地」と考えます。

「転用の目的」は、貸資材置場ということですが、他に目的を達成できる土地が無いこと、また、集落との接続性から適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、既に整備が完了しているものでございますので、問題はないものと考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、先にご説明申し上げましたとおり、既に資材置場として利用されております。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、今回は該当しないものと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、これも該当するものがございません。

さらに「計画面積の妥当性」についてです。申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地の日照・通風等については周囲に農地がないことから問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、本件は違法転用ですので、申請人より始末書を提出させております。

この件につきまして、本日都合により欠席されおられる 宮内 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります

議長 これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

(なしの声)

ご異議がないようでの採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして議案第2号の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」でございます。

議案の1ページをご覧ください。今月の申請は2件でございます。

ではご説明を申し上げます。

農地を宅地などの農地以外の用途に転用しようとする際、権利の移動が伴う場合に農地法第5条により、その土地を所管する農業委員会の許可を要するものでございます。

それでは別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、使用貸借に伴う転用許可申請となっております。

申請者である貸付人と借受人は親子で、ともに浅江にお住まいです。

また、申請のあった土地は、浅江出張所より北西に約1kmの大字浅江地内にある1筆で、地目は畠、面積は498m²の自作地です。借受人は実家からも近距離に位置する父親の所有する申請地を借り受け、ここを転用し、自己用住宅を建築したいということで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地転用許可の要件といたしまして、『立地基準』と『一般基準』がございます。

まず『立地基準』についてです。

「農地の区分」につきましては、本件は公共投資のされていない約0.5haの小集団内に存在し、第1種、第3種のどちらにも該当しない第2種農地となります。

ここからは『一般基準』についてです。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査していただきます。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、他に目的を達成できる土地がないこと、集落との接続性からも、適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、金融機関からの融資を

利用するとのことです。融資内定通知書により、視力は十分にあることは確認されており、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、来年3月中に完了する計画となっておりますので、まず確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、市街化調整区域内であり、都市計画法の開発許可が必要になりますので、許可の効力は都市計画法による開発許可と同時に発効されるものとなります。

次は、「一体利用地の利用見込み」についてですが、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」でございますが、被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地の日照・通風等については問題ないものと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の 西村 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 西村 委員、補足説明がありましたらお願いします。

推進5番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ご異議がないようでの採決いたします。議案第2号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第2号の2番の説明をお願いします。

事務局

それでは別紙「位置図」、第5条の番号2番をお開きください。
本件は、贈与による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。
申請者である譲渡人と譲受人は親子で、ともに小周防にお住まいです。
また、申請のあった土地は、周防出張所より北西に約1.6kmの大字小周防地内にある1筆で、地目は畠、面積は55m²の自作地です。申請人によりますと、従前から自宅への進入路として利用しており、農地としての認識をもっておらず、この度、贈与の手続きを進められる中で農地法の許可を要することが判明したことから、追認による許可申請を求められたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。
許可の要件である、『立地基準』と『一般基準』について、まず『立地基準』からまいります。

それでは「農地の区分」についてです。本件は公共投資のされている農地を含む約4haの小集団内に存在しますが、申請地は公共投資の対象ではなく、第1種、第3種のどちらにも該当しない第2種農地となります。

ここからは『一般基準』についてです。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査していただきます。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅への進入路ということであり、他に目的を達成できる土地がないこと、また集落との接続性からも適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、既に工事も完了しているものでございますので問題ないと考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、これも既に工事が完了しているものですから問題にはなりません。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当いたしません。

次は、「一体利用地の利用見込み」についてですが、これにも該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」でございますが、被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地の日照・通風等について問題ないものと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

本件も違法転用にあたりますので、申請人より始末書を提出させております。

なお、この件につきましては、本日都合により欠席されております、地区担当委員の 鬼武 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいているものでございます、以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の2番は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第3号の説明をお願いします。

事務局 続きまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成29年10月31日付け農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

今回は、更新の計画のみで件数は59件、194筆で面積は199,741m²

となっております。

すべてが農地中間管理事業分で、農地利用配分計画の予定として、農事組合法人 1 法人となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明につきましては以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして報告事項に入ります。

事務局 続きまして報告事項についてご説明申し上げます。議案の 2 ページをご覧ください。

まず報告第 1 号「農地法第 4 条転用届出に係る局長専決処理について」です。今月の届出件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に報告第 2 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」でございます。今月の件数は、6 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしたところでございます。

次に報告第3号「水田埋立による畑地造成報告について」です。今月の報告の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしたところでございます。

以上、ご報告いたします。

議長　　只今の報告第1号から3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第6回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年11月14日開催の第6回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年　　月　　日

光市農業委員会　　会長　田村　耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員　_____印

光市農業委員　_____印